**昭和支部ホームページ広告掲載規程**

**1. 広告掲載の目的**

　昭和支部公式ホームページに広告を掲載することにより、支部活動の財政的支援および地域スポーツ文化の振興を目的とする。

**2. 掲載対象および内容**

　以下の条件を満たす企業・団体の広告を掲載することができる。

　- 地域スポーツ振興やアマチュア野球の発展に理解・協力のある企業・団体であること

　- 掲載内容が以下のいずれかに該当すること

　　・企業名・団体名

　　・ロゴマーク

　　・事業内容の簡単な紹介文（100文字以内）

　　・公式ウェブサイトへのリンクバナー

**3. 掲載場所と期間**

　- 掲載場所は昭和支部の公式ホームページ内「フロント」ページ下部とする

　- 掲載期間は原則として1年間とし、期間満了後は更新可能とする

**4. 掲載料および申込手続き**

　- 掲載料は年額12万円（税込）とし、事務局が別途定める

　- 広告掲載を希望する者は、申込書および掲載内容（データ）を事務局に提出し、支部長の承認を得ることとする

　- 支部長が承認した場合に限り、広告の掲載をもってチームの年間参加費に代えることができる。

**5. 掲載不可・削除対象**

　以下の内容を含む広告は掲載を認めない。また、掲載後に該当すると判明した場合には速やかに削除する。

　- 公序良俗に反する内容

　- 政治・宗教活動を目的とするもの

　- ギャンブル、風俗産業、過度な医療広告、その他連盟の品位を損なうと判断されるもの

　- その他、支部の活動目的にそぐわないと支部長が判断するもの